

上限額あります)の負担があります。
受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ

◎移動支援事業

心身の障がいにより、屋外での移動が困難な方にヘルパーを派遣します。

なお、障がいの状況や外出(飲食や通勤など)の目的により、派遣できない場合があります。

また、利用料の1割(収入により上限額あります)の負担があります。

受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ

◎訪問入浴サービス事業

寝たきりで自宅での入浴ができない身体障がい者や障がい児の世帯を訪問し、入浴サービスを行います。

なお、障がいの状況や家庭環境により利用できない場合があります。

また、利用料の1割(収入により上限額あります)の負担があります。

受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ

◎日常生活用具給付等支援事業

在宅の重度障がい者や障がい児に、特殊寝台や訓練いす、ストマ用器具、居宅生活動作補助用具などの日常生活用具を支給します。

なお、障がいの状況により支給する日常生活用具が決められています。

また、利用料の1割(収入により上限額あります)の負担があります。
受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ

◎更生訓練費給付及び施設入所者就職支度金支給事業

身体障がい者更生支援施設を利用(入所や通所)している方に、更生訓練に係る経費の給付を行います。

また、就職などにより、身体障がい者更生支援施設から自立する方に、就職支度金の給付を行います。

受付窓口

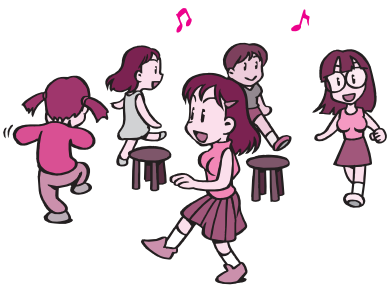
利用されている施設

◎社会参加等促進事業

障がい者や障がい児の社会参加などを促進するボランティア団体への支援、障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成、手話通訳者の養成などを行います。

受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ



西いぶり地域生活支援センターの紹介

平成16年4月に開館した『西いぶり地域生活支援センター』は、精神障がい者の社会復帰施設として活動を開始しましたが、障害者自立支援法が施行され、この10月1日からすべての障がい者を対象とした相談支援事業所として生まれ変わりました。

◎**受け付けている相談** 対人関係に関する事、障がいに関する事、日常生活に関する事、障がい福祉サービスに関する事など。

◎**相談の対象者** 障がいのある方やその家族、障がい者の地域生活にかかわりのある方など。

◎**利用時間**

●月～金曜日 5月～9月 8時30分～19時、10月～4月 8時30分～17時

●土曜日 8時30分～12時

※電話での相談は、24時間受け付けていますが、事前に同センターへの登録が必要です。

◎**定休日** 日曜日、祝日、12月31日～1月3日

◎**所在地** 美園町2丁目23-1

問い合わせ

高年齢・介護・障害
福祉グループ
(☎05)3732)

西いぶり地域
生活支援センター
(☎06)0707)



▲西いぶり地域生活支援センターのロビー

